

うるま市監査委員条例及びうるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第31号

うるま市監査委員条例及びうるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(うるま市監査委員条例の一部改正)

第1条 うるま市監査委員条例(平成17年うるま市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年うるま市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。